

令和7年度第3回佐賀県建設工事入札審査会 会議結果

開催日時	令和8年2月13日(金)14時00分から15時15分まで										
開催場所	佐賀県市町会館 3階大会議室 (佐賀市堀川町1番1号)										
出席者	(委員) 帯屋委員、倉富委員、七田委員 (事務局) 建設・技術課 技術監他5名 (審査対象機関) 佐賀中部農林事務所 道路課 佐賀土木事務所 資産活用課 入札・検査センター										
会議の公開 ・非公開	公開(ただし、自己採点型以外の総合評価落札方式による入札案件の個別評価点に係る審査については、非公開)										
非公開理由	自己採点型以外の総合評価落札方式による入札を行った案件の個別評価点(評価の内訳)については、個別企業の技術者に係る個人情報や企業独自の技術的情報が含まれるため。										
会議概要	<p>審査対象期間(令和7年8月1日～令和7年11月30日)に契約した3,500万円以上の工事161件の中から、委員が抽出した7件の工事について審査</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">抽出案件</th> <th>7件(1件)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">内 訳</td> <td>一般競争入札</td> <td>0件(-)</td> </tr> <tr> <td>条件付一般競争入札</td> <td>7件(1件)</td> </tr> <tr> <td>随意契約</td> <td>0件(-)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※()は、自己採点型以外の総合評価落札方式の件数</p>	抽出案件		7件(1件)	内 訳	一般競争入札	0件(-)	条件付一般競争入札	7件(1件)	随意契約	0件(-)
抽出案件		7件(1件)									
内 訳	一般競争入札	0件(-)									
	条件付一般競争入札	7件(1件)									
	随意契約	0件(-)									

審議概要

委員	県(○発注者、◆事務局)
<p>開会</p> <p>・総合評価落札方式(自己採点型以外)による条件付一般競争入札の1案件の個別評価点(評価点の内訳)に係る審議等については、非公開とする。</p>	
<p>1 報告事項</p> <p>① 契約状況</p> <p>② 指名停止等の運用状況</p>	<p>◆配布資料により説明</p>
<p>2 審議事項</p> <p>資料番号 5 <佐賀中部農林事務所></p> <p>クリ防災第 5320018-003 号嘉瀬地区県営クリーク防災機能保全対策事業工事(用排水路工)</p> <p>資料番号 6 <佐賀中部農林事務所></p> <p>クリ防災第 5313018-005 号川副地区県営クリーク防災機能保全対策事業工事(用排水路工)</p> <p>資料番号 7 <佐賀中部農林事務所></p> <p>クリ防災第 5313018-004 号川副地区県営クリーク防災機能保全対策事業工事(用排水路工)</p> <p>資料番号 8 <佐賀中部農林事務所></p> <p>クリ防災第 5313018-003 号川副地区県営クリーク防災機能保全対策事業工事(用排水路工)</p>	
<p>◎用排水工事すべてが落札率100%である。落札率が100%になった理由及び今後の対策について、ご回答いただきたい。 (5～8)</p> <p>◎6～7社の応募から数社の辞退を経ての100%落札となっている。取り抜け以外の辞退の理由、なぜ価格で競争する意思が生じないのかの説明をお願いしたい。 (6～8)</p> <p>◎(案件番号8)について、複数業者の入札があるものの落札率 100%であり、価格面で競争が働いていない理由と総合評価の内容を確認したい。 (8)</p>	<p>○落札率が100%になった理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施工に必要な下請け業者を確保する費用や、「受注後の収益性や工事のやりやすさ(具体的には、地元対応、軟弱地盤、施工時期(多くが水稻、大豆の収穫後))等を考慮し、落札価格を下げても受注する必要はない。」といった経営判断があったこと ・発注見通しで公表されている発注予定件数と応札すると考えられる業者数から勘案して、「100%で応札しても受注できるのでないか。」との判断があったことと推察される。 <p>○取り抜け以外の辞退理由(辞退した業者へ聞き取り)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本工事で配置する予定であった技術者が、既に受注している他工事の工期延長によって現場を離れることができなくなったため辞退したもの ・夏場養殖期間は地盤改良が施工できず、施工時期に制約を受けることから、受注後速やかに着手でき、施工時期の制約を受けない他工事の受注に注力したもの <p>○価格で競争する意思が生じない理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施工に必要な下請け業者を確保する費用や、「受注後の収益性や工事のやりやすさ(具体的には、地元対応、軟弱地盤、施工時期(多くが水稻、大豆の収穫後))等を考慮し、落札価格を下げても受注する必要はない。」といった経営判断があったこと
	<p>○改善策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発注規模(特Aクラスへの発注の検討) ・夏場施工(大豆作付への地元の協力が必要)

	<p>・早期発注や余裕期間制度（フレックス方式）の活用による発注時期の平準化を図りたい。</p>
	<p>○総合評価の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本工事は応募者7者、入札参加者4者であった。 ・入札に参加した4者の自己採点の大きな内訳として、施工能力の評価点で最大 1.4 点、配置予定技術者の能力の評価点で最大 4.0 点の差が生まれている。応札金額は、参加者4者すべて同額であることから、評価点の差により落札者が決定している。
<p>◎毎回、取抜け設定があり、同種発注の工事が全て 100%で落札する案件が多いのですが、今回は審査委員の3名が同じように指摘しているのでしっかり議論する必要があります。</p> <p>◎総合評価方式であれば金額面で差がつかないと総合評価点で差がつくと思うが、当然、同じ時期に開札して同じタイミングで評価をしているのであれば同じ配点となる。例えば、項番 6 から項番 8 の結果を見ると、当然同じ会社であれば同じ点数となるので、評価点の高いところが落札することが当たり前だと思うが、それ以外のところで差がつかない。結果として他の業者が受注する機会がない。</p> <p>過去のクリーク防災工事についても、今回と同じように、同じような業者が応札し、同じように落札率 100%または 100%近い落札率になっていたのか。</p>	<p>○ここ近年、確かにそういう傾向が強い。以前の傾向として、平成の終わり頃は不調不落が多く、業者との意見交換の中で、歩掛りが現地の現場と合わないという意見があり、実際に見積もりを取って積算基準にすることで少し改善した。実際は設計金額が上がったことになるが、その結果、不調不落がなくなってきた傾向がある。コロナ禍後は、100%での落札が多かった。特にA級資格設定の発注工事はほぼ 100%近い落札率となっている。要因としては先ほどから説明している「毎年、同程度の発注件数がある」見通しに基づくと考えられる。100%で応札しても落札できるという考えがあるのではない。受注業者としては地域性もあるが工事の得手不得手も判断材料となっている。慣れはあるようで、農家の方たちとのコミュニケーションとか地域に配慮した日程は当然必要になる。また、雇用している配置技術者の数が下降傾向にある。育てる気持ちはあるが結果が出るのは時間がかかるようで、やはり得意な分野に偏り、同じような形に定着してしまっている。</p>
<p>◎技術者不足とか地域性とかの制約があるにしても、100%落札が多くなると、やっぱりおかしいと思う人が結構いると思う。改善点に関して現場レベルではなく制度的に見直すよう少し検討していただけたらという審査会としての意見です。</p> <p>◎先ほどの説明の中でクリーク関係工事の本数が事前に分かるようになってきているという話があったがそれは実務上、公表せざるを得ない理由があるのか。</p>	<p>◆「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づき、佐賀県が実施する公共工事の発注見通しについて佐賀県のホームページで公表している。4月、7月、10月、1月と年4回、県内全域の傾向について公表している。</p>

◎最近の入札傾向を見るに、予定価格が正確に推測できない方が、価格競争が生まれるのではないかと素人目に思える。業者が落札する意欲があれば、入札金額を少しでも下げるといふ意欲が働かないのが不思議である。今の入札のあり方も含めて制度の見直しができると思う。

◎今後は入札審査会としても入札状況の推移を見守りながら議論を常にさせていただきたい。

◆先生方からのご意見を重々私ども検討しておりますが、即効性のある有効手段で競争性を出すことは難しい状況です。
佐賀県は公共工事の入札をオープンに行っているところですが、入札制度の各種取り決めにより、入札額に差がつきにくい状況がありますが、現況を勘案しながら改善策を引き続き検討させていただきたい。

資料番号 52 <道路課>

道改2A第 2111444-001 号国道444号道路改良(国道)(2A)工事(雨渠工)

◎今期最高額の工事に6社応札によって競争がなされている。JV の構成要件も含めて確認したい。

○受注形態について

・「佐賀県建設工事共同企業体取扱要領」では、共同企業体(以下「JV」という)により競争を行わせることができる工事は、土木一式工事にあたっては設計金額が3億円以上とされていることから、本工事は JV による工事とした。

○JV の構成員数について

・「佐賀県建設工事共同企業体取扱要領」では、JV を構成する建設業者(以下「構成員」という)の数は、土木一式工事の場合、3億円以上は2社、概ね10億円以上は3社による JV とされていることから、本工事は2社による JV(代表者1、構成員1)とした。

○JV の構成員の組合せについて

・「佐賀県建設工事共同企業体取扱要領」では、構成員の組合せは、発注工事に対応する業種に係る等級区分が最上位等級に認定されている者の組合せ、あるいは最上位等級及び第2位等級に認定されている者の組合せとするとされている。

・本工事では、代表者は県内に本店を有する土木一式特 A 級の建設業者、構成員は県内に本店を有する土木一式特 A 級の建設業者又は佐賀土木事務所管内に本店を有する土木一式 A 級の建設業者とした。

○同種工事の施工実績・施工経験について

・条件付一般競争入札では、施工に必要な技術力・施工能力等を有する者を入札参加要件として設定しており、企業や技術者に対して同種工事の施工実績・施工経験を求めている。

・本工事では、代表者の同種工事の施工実績・施工経験は、元請と

して過去15年に竣工した下記工事の施工実績・施工経験とした。

企業：現場打函渠工事の施工実績

技術者：土木一式工事を主たる工事として発注された工事の施工経験

・なお、同種工事の施工実績には、内空断面積などの規模要件を付すこともできるが、函渠はプレキャスト化の傾向にあり、現場打函渠工事の発注案件が少ないことから、規模要件は統一的に運用している下限値の1㎡以上とした。

(参考：R1 以降の事例を確認した結果、ほぼ全ての案件で上記の設定(16/17件))

・また、構成員の同種工事の施工実績・施工経験については、構成員の等級が特 A 又は A 級であり、一定の技術力を有していることから、企業、技術者ともに施工実績・施工経験は求めないこととした。

◎先ほどとは逆に最低制限価格での落札です。92%での落札でしかも6者の応札であるが、この場合も価格競争は起こっていないという風に見られる。事前審査で審査を受けている点で総合評価方式としての競争は機能しているという印象は受けた。

JVの構成員である子の方にはそんなに実績を求めている点では県内の業者の技術力向上という部分で寄与しているという印象を持った。

資料番号 64 <佐賀土木事務所>

河川保全第 9901010-003 号八田江河川保全(臨時・大型)工事(河道掘削工)

◎河道掘削工事すべてが落札率100%である。

入札参加者数がいずれも7社以上で、競争が働きそうであるが、100%になった理由及び今後の対策について、ご回答いただきたい。(64~68)

◎工事はいずれも河川保全工事(河道掘削工)である。入札参加者が一定数いるにもかかわらず、落札率はいずれも100パーセントである。一見競争が働いていないように見えるが、落札率が高くなった理由を知りたい。(64~68)

○佐賀土木事務所発注工事において、上半期発注を行うため、土木一式 A 級は9月に8件と多くの開札を行っており、現場条件や工事内容等により、入札応募者が分散されたと推察される。なお、佐賀中部農林事務所発注工事において、土木一式 A 級は9月に6件の開札を行っている。

また、労務費や燃料価格の高騰により利益を確保するために100%の落札となったのではないかと推測される。

○改善策としては、より多くの業者が参加してくれるように、早期発注や余裕期間制度の活用に努めたい。

◎工事自体は難易度の高い工事ではなく、発注時期が重なった結果、地域的にも実績がある業者が応札され、辞退や取捨ける業者も多い中で落札者が決定したということか。

◎発注時期をずらすことはできるのか。

◎他の発注者との発注時期の調整は可能か。

◎工事の計画から発注するまでの期間はどれくらいか。

◎現場の事務所の方は色々と工夫努力もされているということはよくわかる。何度も言いますが根本的なところの改善策が欲しい。

○工事自体の難易度は高くない。ただ、一定程度の土砂を取り除く浚渫工事が必要となる。クリーク工事はA級クラスに発注しないと効果が出ないこともあり他の工区と発注時期が一緒になった。

○実際の工事は出穂期が終わってからの工事なので10月とか11月から施工する。開札日をずらし早く発注をすれば発注時期の前倒しは可能だが受注業者は手持ち工事の続きだとか他の受注工事により技術者が確保できないので不調不落のリスクがある。

○今回の工事では発注機関相互の調整は行っていないが、調整は可能である。

○工事には優先度があるので発注時期とか多くのことを検討したうえでスケジュールを作成するので一概には決められない。今回の河道掘削工に限れば5本ぐらいあるので、例えば三本と二本を月ごとに分けることはできる。

資料番号 149 <資産活用課>

07資工 第 0120030-008 号 新館2階他ファンコイルユニット改修工事

◎新館の管工事は同じ会社が落札する傾向にあり、今回も1社のみ。入札参加資格の内容や他者の入札が無い理由を確認した上で、今後同様の工事について他者の入札を促す予定や方策(実施中のものを含む)があるか確認したい。

○入札参加資格は、一般的な管工事における標準的な条件を設定している。

○他者が入札を見送った理由としては、以下の点が考えられる。

- ・使用しながらの改修工事であることにより、当日に工事箇所の変更や一時的な作業中止が生じる可能性があり、工程調整が複雑となる。
- ・工事期間が比較的長期に及ぶため、主任(監理)技術者を長期間拘束する必要があり、事業者側の負担が大きい。
- ・ファンコイルユニットが特注製作であり、現場調査や施工手順検討など準備に手間を要するため、参加のハードルが高くなる。

○工事内容そのものを変更することは困難であり、現時点では入札が成立しているため特段の対策は行っていない。

- ただし、今後同様の工事の競争性確保に向け、以下の取組を行う。
- ・工事公告後、参加資格を有する事業者に対し、電話等で入札参加を促す働きかけを行う。
 - ・工程調整において受注者の負担軽減に最大限配慮する方針を説明し、参加しやすい環境づくりに努める。

- | | |
|--|--|
| <p>◎今回の工事一覧の中では一つだけ土木工事でないものを選択した。同じ会社が繰り返し落札しているので選んだ。今の説明で理由はよく分かった。</p> <p>先ほど説明されたように、今後は他の業者へ周知し、一般競争が働き易くすることのだが、本工事について、同業種の業者はこのような工事が行われていることを認識されていたのか。</p> <p>◎特殊性がある工事の場合は県内本店の制約を緩めて県外業者まで拡大できないか。</p> <p>◎工事規模を分割するのは好ましくないのか。</p> <p>◎同じ業者が継続的に施工することで逆に他の業者が敬遠するのではないか。</p> <p>◎本契約について随意契約は可能か。</p> <p>◎今後は入札参加者を増やすために業者に案内したり、色々と尽力された結果、現在の会社しか応札する業者がないとなれば、入札結果の見え方としては良くないような感じがする。将来的な話として施工可能業者が減ってくれば、発注工事によっては随意契約も選択肢なと思う。</p> | <p>○先ほど説明があったように発注予定を公表していますので、公表内容を見ながら技術者のやり繰りをされていると思います。管工事の発注は当課以外にも建築住宅課での発注がある。それ等の工事に技術者の予定が組まれたら配置できなくなる。実状として、電気工事の技術者は多いが、管工事の技術者は少なく、管工事への入札参加業者が限定的になる傾向がある。さらに、給排水衛生工事は件数がもっと少ないため入札参加者が限られ、入札への参加者がなく直接業者に参加依頼をしたこともある。</p> <p>○佐賀県の発注標準の定めで 1700 万円以上は県内一円と定められている。JV 契約となる 1 億までは A 級 1 者となる。</p> <p>○2 階から5階までを1区画として発注している。極端に言えば1フローでも可能ではあるが、制作ものが入っているため、各フロアの拠点で違うメーカーが作って設置した場合に機器の接続不具合が発生するリスクがあり、分割するメリットがない。また、受注した業者が増えることにより、工程上で業者間の連携が難しくなるため、一工程で一元的に管理することが最善と考える。</p> <p>○工事場所の関係で、遠方に拠点を置く業者は器材や人の移動を考慮すると自社の拠点から離れた遠くまで行きたくないという考えも聞かれる。</p> <p>○基本的にはない。</p> |
|--|--|

【その他】